

令和7年4月10日

保護者の皆様

野洲市教育委員会

教育長 北脇泰久

「滋賀・体験の日」について

陽春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、いずれも、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、滋賀県では、子どもたちがより参加しやすくなるよう、「滋賀・体験の日」を設けています。それを受け、本市でも推進していくことを定めました。

つきましては、取得可能期間、申請の方法、「滋賀・体験の日」を取得できない日（期間）を下記のとおり定めましたので、ご確認ください。

1 取得可能期間（平日）

「大阪・関西万博」令和7年4月14日（月）～10月13日（月）、「国スポ」、「障スポ」9月29日（月）～10月8日（水）、10月27日（月）に参加する場合について、1日単位で年間最大 3日 まで取得可能です。

2 申請の方法

各学校の tetoru にて、取得予定日の5日前までに担任までお伝えください。

(例) 「その他」を選択：

「滋賀・体験の日」として、●月●日（●）は大阪・関西万博に参加します。

3 各校の「滋賀・体験の日」を取得できない日（期間）

(例)・式典（始業式、終業式、卒業式及び関係行事）

・学校行事等

（遠足、文化祭、体育祭、学校行事は準備期間含む、修学旅行（事前指導含む）、芸術鑑賞

会、音楽発表会、球技大会、各学年の行事、家庭訪問、避難訓練など）

・テスト関係等

定期テスト、実力テスト、テスト週間、三者懇談。

・保健関係 各種検診

※詳細は各校にご確認ください。

4 その他

・保護者等との参加を条件とし、「滋賀・体験の日」を取得した場合は、「出席停止・忌引き等」

の扱いとします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、児童生徒および

保護者等の責任の下で行ってください。

・「滋賀・体験の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、児童生徒が

自学自習で対応するものとし、補習などは行いません。

・給食については、病気等で欠席の時と同じ扱いとし、返金はありません。